

上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業に関するよくあるご質問

よくあるご質問に対する5町からの回答（R8年6月5日時点）

	ご質問	5町の回答
1	一部盛土で形成すると聞いたのですが、崩れたりしませんか？	<p>事業実施区域の地盤は、砂岩泥岩互層を基盤層とし、それを覆うように阿蘇火砕流堆積物が分布している複雑な地盤であることが確認されています。このため、土の性状を正確に調査したうえで十分に安全性を考慮した土質改良を行うことで、災害等に耐える安定的な用地を整備します。</p> <p><u>○「盛土規制法」への対応</u></p> <p>盛土や切土によって発生する崖崩れや土石流から住民の命を守るため、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する「盛土規制法」が、熊本県でも令和7年4月から運用されています。造成工事は、このより厳しい基準のもと、上益城広域連合が公共工事として実施します。</p> <p><u>○環境への配慮</u></p> <p>土質改良には、六価クロムが発生しない改良材を使用するなど、周辺環境に配慮した工事を実施します。</p>
2	PFAS が含まれた廃棄物を処理するのですか？	<p><u>○はじめに：PFOS・PFOA について</u></p> <p>PFOS・PFOA は、1万種類以上あるとされるPFAS（有機フッ素化合物）の一種で、有毒性・難分解性等により環境中へ蓄積されるおそれがあるため、予防的な取組方法の考え方に立った国際条約が締結され、規制が進んでいます（PFOSは2009年、PFOAは2019年の条約で対象化）。</p> <p>国内では「化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）」によってこれらの製造・輸入等が原則禁止とされています。（PFOSを2010年、PFOAを2021年に追加）</p> <p>また、国際条約・化審法では、PFOS・PFOA以外のPFASも随時規制対象に追加されています。</p> <p><u>○PFAS含有廃棄物の処理について</u></p> <p>現時点でPFAS含有廃棄物の処理に対する法規制はありませんが、事業者は、環境省が作成した「PFOS・PFOA※含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」で特別管理産業廃棄物に準ずる取扱いが求められるPFOA・PFOSを含んだ廃棄物については、施設で受け入れない方針を決定しています。</p> <p>また、事業者は、国の動向（技術的留意事項等の更新）を踏まえ、受け入れ品目の見直し（受け入れない廃棄物の追加等）を行います。</p> <p>※PFOSが日本国内で家庭用品の製造に使用されていたという報告はありません。PFOAは、国の規制に先立つ企業の自主的な取組で全廃されています。（出展：PFASに関するハンドブック・令和7年12月環境省）</p>
3	排水がない計画と聞きましたが、本当ですか？	<p>本事業で整備する施設は、多くの自治体のごみ処理施設で導入実績のあるクローズドシステムが採用されますので、処理の過程で利用した水や、場内の床を洗浄した水、車両の洗車に使用した水、事務所の生活排水が場外に排水されることはありません。（再利用などを経て、焼却炉に噴霧されます。）</p> <p>場外に降った雨水は、調整池に導いたのち、放流されます。（廃棄物は建屋内で受け入れして、雨水との接触を防止する。）</p> <p>※埋め立てを行う最終処分場は整備しません。</p>

4	モニタリングなどは行われますか？	事業者は、法律に基づき、焼却炉の排気塔から出る排ガス等の測定・公表を行います。 また、敷地内の上・下流の観測井戸の水、調整池の放流水、騒音・振動等も測定・公表を行います。 事業者だけでなく行政によるモニタリングも検討しています。
5	県内外から廃棄物が集まるのですか？	施設では、主に県内で発生した産業廃棄物が処理される予定です。県外からの搬入も想定されていますが、施設の能力に見合った量しか処理することはできません。（これを超えた場合、厳しい罰則が適用されます。）